

（令和7年5月30日時点）

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業※に係るQ&A

令和7年5月

※ ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業のうち、主に県事業（「モデルとなる生産条件整備」（ハード事業、そば）、「収量・品質確保対策」（ソフト事業、麦、大豆、麦）、「作付転換拡大支援事業」）部分のQ&Aとなります。
今後、事業執行状況を踏まえ、内容を修正する場合がありますので、適宜、最新版を御確認ください。

～ 目 次 ～

- 1 全 般
- 2 対象作物・対象経費
- 3 事業実施主体・申請方法（県事業）
- 4 採択要件・成果目標
- 5 モデルとなる取組の支援（国事業）
- 6 モデルとなる生産条件整備（県事業）
- 7 収量・品質確保対策（県事業）
- 8 作付転換拡大支援事業（県事業）

番号	問い	答え
(1 全般)		
1-1	本事業は、事業実施主体を補助するにあたり、必ず交付ルートに市町村等を含む必要があるか。	・ 本事業は、事業メニュー「作付転換拡大支援事業」(県事業)を除き、基本的に市町村を経由した間接補助を想定しています。 ・ ただし、事業実施主体が複数の市町村域を超える広域的な団体である場合や、市町村の意向を踏まえつつ農林事務所長が特に必要と認める場合には、事業実施要領・事務取扱要領の手続きに基づき、直接補助の対応も可、としています。
1-2	事業の実施計画書・実績報告を提出する際、他に準備すべき資料はあるか。	・ 事業実施計画書(実績報告書)の様式で「添付書類」として示している資料を用意するようにしてください。その他、計画書承認前の事前協議の段階で、本庁から別途資料の提出を求める場合もあるため、随時対応願います。
1-3	事業の実施計画書に事業着手(予定)日と事業完了(予定)日は記載しなくてよいのか。	・ 様式で事業実施期間を記入する欄のない事業は、事業実施計画書「添付資料」の下有空欄へ「事業着手(予定)日」を記載願います。
(2 対象作物・対象経費)		
2-1	対象となる作物について、麦、大豆では、ビール用麦や黒大豆は含まれないのか。	・ 麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)や黒大豆、種子用麦・大豆は支援の対象となりますが、飼料用や工業用の麦・大豆は対象外となります(国事業、県事業)。
2-2	R6年度事業の場合、麦は R6年産と R7年産のどちらか一方しか対象にならないのか。	・ 本事業の「作付転換拡大支援事業」(県事業)メニューについては、麦は R6年産のみが補助対象となり、R7年産(R6年度秋播き)分は対象になりません。 ・ ただし「作付転換拡大支援事業」(県事業)以外のメニュー(国事業、県事業)については、麦は年産に関係なく、事業実施期間中(令和6年度中)に行う取組が対象となり、R6年産(R5年秋播き)の収穫までに実施する取組、R7年産(R6年秋播き)を播種・栽培管理するにあたり必要な取組、いずれも補助対象とすることができます。 ・ なお、「収量・品質確保対策」については、Q&A2-4を参照してください。

2-3	例えば、R6年産麦の収穫後に同じほ場でR6年産の大豆を播種、もしくはR6年産の大豆収穫後に同じほ場でR7年産の麦を播種する場合は、麦・大豆のどちらか一方しか対象にならないのか。	・ 本事業の「作付転換拡大支援事業」（県事業）メニューについては、経営所得安定対策と同様、基幹作として、どちらか一方のみを補助対象とします。 ・ 本事業の「収量・品質確保対策」（国事業、県事業）メニューについては、麦・大豆の基幹作、二毛作の区別は無く、令和6年度中に実施した取組であれば、同一ほ場であっても、麦・大豆両方の技術導入を補助対象とすることができます。
2-4	事業の交付決定までに行う取組は補助対象とできないのか。	・ 基本的に交付決定後の取組が対象となりますが、「モデルとなる生産条件整備」等のハードメニューについては、補助金の内示後、国交付等要綱や事業実施要領に基づき、理由を明記した交付決定前着手届を提出すれば、交付決定前でも事業実施が可能です。 ・ また、ソフトメニューの「収量・品質確保対策」（県事業）については、県の交付決定前であっても、県要領に基づき、<u>R7.4.1</u>以降に実施した取組であれば、遡って補助対象とすることを可能とします。 ・ なお、国事業の「麦・大豆生産技術向上事業」の「収量・品質確保対策」については、国要領に基づき（R7.1.16）以降の取組が対象となります。
2-5	他事業とあわせて本事業を利用することは可能なのか。	以下、各事業メニュー別に示します。 ・ 同一の機械導入に対して他の国県補助事業を併せて利用することはできません。 ・ 本事業の「収量・品質確保対策」（県事業）は、国の「麦・大豆生産技術向上事業」の「営農技術導入」と併せて利用することはできません。 ・ 本事業の「収量・品質確保対策」（県事業）は、国の「畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）」と併せて利用することが可能です（ただし、国と県で同一技術は除く）。 ・ 本事業の「作付転換拡大支援事業」（県事業）は、水田活用の直接支払交付金の産地交付金、都道府県連携型助成と併せて利用することが可能です。
(3 事業実施主体・申請方法（県事業）)		

3-1	本事業はどのような事業実施主体を想定しているのか。	- 農家3戸以上で構成されている営農集団・集落営農組織等を想定しています。 - また、農業公社、農協、地域農業再生協議会等が事業実施主体となることも可能です。
3-2	農業法人が1法人で申請することは可能なのか。	農家3戸以上で構成する農業法人であれば申請可能です。なお、常時雇用している正社員がいる場合は、農家戸数としてカウント可能ですが、定款や労働条件通知書等で正社員か否か確認してください。また、正社員の中に生計をともにする家族が含まれる場合は1戸と考え、要件を満たすか確認する必要があります。
3-3	市町村、農業公社、農協、地域農業再生協議会等が事業実施主体として「収量・品質確保対策」の事業メニューに取り組む場合でも、農家は3戸以上必要なのか。	左の場合でも、実際に技術導入に取り組む農家は3戸以上必要となります。 ただし、上記の場合、大豆・麦に取り組む農家が合計3戸以上あれば、品目別に見ると農家が3戸以下の場合でも、事業に取り組むことができます。 (例) 〇〇地域農業再生協議会が事業実施主体となり、その中で農業法人A（農家2戸）が大豆の技術導入、認定農業者B（1戸）が麦の技術導入に取り組む。 →大豆、麦の品目別で見ると、農家3戸以上の条件を満たしていないが、合計で農家3戸となるため、大豆・麦いずれも事業に取り組むことができる。
(4 成果目標)		
4-1	事業実施計画の成果項目の現状と目標における現状値について、災害等により直近年の記載が適当でない場合には、直近7中5 平均値を用いることは可能ですか。	可能ですが、その場合は、備考欄にその旨を明記の上、根拠資料を添付してください(国事業、県事業)。

4-2	成果目標の「団地化率の向上」における団地化の定義を教えてください。	・ 次の条件に該当し、一連の農作業の継続に支障が生じない水田及び畑地（県又は地域が作成した水田収益力強化ビジョン等において定められた団地化の基準面積以上に限る。）において、同一作物の作付けが行われている農地となります（県事業）。 ① 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの ② 2つ以上の農地が農道または水路を挟んで接続しているもの ③ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの ④ 段上をなしている2つ以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの ⑤ 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの ⑥ 同じ進入路に面した2つの農地の間に、一筆の農地が存在しているもの ⑦ 2つの農地の進入路の間の距離が、どちらかの農地の一辺以下の長さとなっているもの ⑧ 2つの農地の進入路の距離が、120m 以下となっているもの ⑨ 農道及び用排水路により囲まれた一連の農地に、2つ以上の農地があるもの
4-3	成果目標の「単収の増加」のポイント算出方法を教えてください。	・ 地域の平均単収と比較した単収の増加となります。算出方法は次のとおりです（国事業、県事業）。 例） 現状値：地域単収 150kg/10a 事業実施主体単収 170kg/10a 目標値：地域単収 160kg/10a 事業実施主体単収 200kg/10a ＜算出方法＞ $170/150 = 113.3\%$ $200/160 = 125\%$ $125\% - 113.3\% = 11.7$ ポイント ※事業評価はポイント数での評価となります。
4-4	成果目標の「団地化率の向上」のポイント算出方法を教えてください。	・ 次の算式により算出した、現状値と目標値の差により算出します（国事業、県事業）。 団地化率＝ （団地化する（された）対象作物の作付面積）÷（対象作物の作付面積※） ※対象作物の作付面積は、現状値については現状年の面積、目標値については目標年の面積を用いて算出することとします。
(5 モデルとなる取組の支援（国事業）)		

5-1	要領別記 1 に記載されている「モデルとなる取組の支援」(国事業)とは、どのような取組を指すのか。	国事業の交付等要綱、実施要領、事務取扱要領に定める取組を指します。
5-2	「モデルとなる取組の支援」に含まれる国の事業メニューに取り組みたい場合は、「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業」の要望調査と併せて要望を上げればよいのか。	国庫事業の要望調査は、国の通知に基づき、県の「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業」とは別に実施しており、すでに終了しています。
(6 モデルとなる生産条件整備 (県事業))		
6-1	本メニューの補助対象となる機械は、購入による導入は可能なのか。	「モデルとなる生産条件整備」の県事業は、水田及び畑地において作付される「そば」のみを対象作物としています。 - 本メニューの県事業で導入する機械については、そば栽培のための機械のリース・レンタルのほか、購入による導入も補助対象となります。
6-2	本メニューで、麦・大豆の機械を導入することは可能なのか。	「モデルとなる生産条件整備」の県事業は、水田及び畑地において作付される「そば」のみを対象作物としています。 - 麦・大豆については、国の「麦・大豆産地生産性向上事業」の活用を検討してください。
6-3	個人で機械導入を申請することは可能なのか。	- 農家3戸以上で構成される営農集団等を事業実施主体としているため、個人では補助対象となりません。 - ただし、農業法人については、Q&A3-2のとおりです。
6-4	機械を導入する事業実施主体の規模要件などはあるのか。	- 事業実施要領の別表2の「採択要件」に記載しているとおり、事業実施主体の受益面積が、事業の目標年度で20ha(中山間地等は10ha)以上を目安としています。 - 受益面積が上記の面積以下でも申請は可能ですが、導入する機械の規模要件が「福島県特定高性能農業機械導入計画(H17.7月)」等により、適正な規模を満たしている必

		要があります。
6-5	補助対象は、事業実施要領の別表2における「生産規模拡大のための省力化機械導入」としているが、そばの脱皮機・製粉機を導入することは可能か。	本メニューは、玄そばの播種前の排水対策から収穫・乾燥調製までの工程に使用する機械を補助対象としているため、乾燥調製後の製粉などの加工の工程に使用する機械は補助対象外です。
6-6	事業実施要領の別表2の補助対象に記載されている「その他、農林水産部長が必要と認める機械」は、どのようなものが挙げられるか。	(1)排水対策用機械～(4)乾燥・調製機械の用途に含まれる機械で、専らそばの作業に使用するものであれば、協議の上、補助対象とすることができます。例として、排水対策用機械であれば、別表2に記載の無い「プラソイラ」や「カットブレーカー」等も補助対象となり得ます。 - ただし、明らかに汎用性の高いトラクターやフォークリフト、トレーラー等の機械は対象とすることができません。
6-7	導入する機械に対する補助金額の上限はあるのか。	- 県の予算に限りがあるため、1事業実施主体の補助金額の上限は450万円としています。 - 補助金の総額が450万円以内であれば、複数の機械補助に活用することも可能です。
6-8	事業実施主体が作業受託のみを行っている3戸以上の任意団体であるが対象となるか。	作業受託のみであっても、別表2等の採択要件を満たせば、事業対象となります。
6-9	(成果目標) 事業実施計画の成果項目の現状と目標における現状値について、災害等により直近年の記載が適当でない場合には、直近7中5 平均値を用いることは可能ですか。	Q&A4-1に同じ

6-10	(成果目標) 成果目標の「団地化率の向上」における団地化の定義を教えてください。	・Q&A4-2に同じ
6-11	(成果目標) 成果目標の「単収の増加」のポイント算出方法を教えてください。	・Q&A4-3に同じ
6-12	(成果目標) 成果目標の「団地化率の向上」のポイント算出方法を教えてください。	・Q&A4-4に同じ
(7 収量・品質確保対策(県事業))		
7-1	(事業実施主体・申請方法) 市町村、農業公社、農協、地域農業再生協議会等が事業実施主体として「収量・品質確保対策」の事業メニューに取り組む場合でも、農家は3戸以上必要なのか。	・Q&A3-3に同じ。
7-2	事業実施要領別表5の「必須技術」「選択技術」について、実際の作業を他の農業者やJA等に委託して実施する場合でも、補助対象となるのか。	・ 基本的に、防除作業、排水対策の施工、播種作業等を外部団体に委託した場合でも、補助対象とすることができます。 ・ その場合は事業実績の報告時、補助対象とする水田・畑地における実際の作業を外部団体が実施したことが確認できる証拠書類(ほ場地図、防除を依頼した業者の作業明細書等)を添付書類として提出する必要があります。
7-3	事業実施要領の別表5に記載されている「必須技術」について、これまで大豆の病虫害防除、麦類の赤かび病防除を実施していたほ場は、補助対象とすることができないのか。	・ 別表5の「選択技術」に記載されている技術は、事業実施年度に新規導入した面積分のみが補助対象となりますが、「必須技術」については、新規導入でなくても可能です。(例) 令和6年度に大豆20haを作付し、全面積で病虫害防除を実施していた。 →令和6年度、同じほ場で大豆20haを作付し、このうち10haで新規に排水対策(弾丸暗渠)を導入。病虫害防除は令和5年度同様、20ha全体で実施した。

		→この場合、弾丸暗渠を新規導入した 10ha 分については、必須技術「病害虫の防除」と、選択技術「排水対策技術の導入(暗渠施工)」の二つに取り組んだとして、5,000 円/10a の補助対象とすることができる。
7-4	事業実施要領別表5の「必須技術」について、大豆の「病害虫防除」とは、こういったものが対象となるのか。	基本的に、福島県の「稲作・畑作技術指針」に掲載されている主要病害虫を対象とした薬剤散布であれば、対象となります。ただし、種子塗布剤を使用しただけでは、補助対象となりません。ほ場で一回以上の薬剤防除が必須となります。
7-5	事業実施要領別表5の「必須技術」について、大豆の雑草防除の薬散は補助対象とできないのか。	補助対象となるのは、あくまで病害虫を対象とした防除であるため、雑草防除は対象となりません。
7-6	事業実施要領別表5の「必須技術」について、例えば有機栽培をしていて薬剤によらない耕種的防除を実施していた場合、これも対象とすることができるのか。	対象とするのは、薬剤による防除のみとなります。
7-7	事業実施要領別表5の「選択技術」について、ある技術の導入(例えば、「4 効率的播種技術の導入」)を計画していたが、何らかの理由で取組ができなくなった場合、割り当てられた金額を他の選択技術の導入に充てても良いのか。	計画を変更する合理的な理由があり、成果目標の達成に資する営農技術の導入であれば変更は可能としますが、変更に伴い補助金が増加する場合は、重要な変更となりますので留意願います。
7-8	事業実施要領別表5の「選択技術」について、同一の事業実施主体が、例えば下記のような形で、ほ場ごとに異なる技術を導入することは可能なのか。 (例) ある農業法人 A が、B 地区の水田 20ha、C 地区の水田 10ha でそれぞれ	- 左の例のような形で、同一の事業実施主体が、作付している地区やほ場ごとに、異なる営農技術を導入することは可能です。 この場合、B 地区 20ha では2技術導入により 5,000 円/10a、C 地区 10ha では3技術導入により 8,000 円/10a の補助対象となります。 - ただし、こういった場合、事業対象とするほ場のどこでどの技術を導入するのか、ほ場マップと、ほ場の番地・面積をまとめた技術導入面積一覧表(様式自由)を作成し、事業実施計画書と併せて提出する必要があります。

	大豆を作付。 ↓ B地区の20haでは、必須技術に加えて「①排水対策技術（暗渠施工）」を新規導入。 C地区の10haでは、必須技術に加えて「④効率的播種技術」と「⑨農地の均平化」を新規導入。	また、事業完了後の実績報告においても、実際に技術を導入したほ場マップと技術導入面積一覧表、作業日誌等を提出いただき、実績を確認します。
7-9	新規作付や作付面積を拡大する場合、麦の必須技術である赤かび病防除の要件はどのように扱われるのか？	播種年度に事業を活用する場合は、翌年度（収穫年度）に赤かび防除を行う旨の誓約書を提出し、確実に赤かび病を実施してください。
7-10	各技術を「新規導入」した面積は、どのように算出するのか。	- 基本的に技術の新規導入面積は、事業対象とするほ場における、事業実施年度と前年度の技術導入面積の差し引きにより、補助対象となる面積を算出します。 （例）令和6年度に事業実施する場合 令和5年度、B地区の水田・畑地合計20haで大豆を作付けし、全面積で弾丸暗渠を施工。 ↓ 令和6年度、上記B地区の20haに加え、新規で大豆を10ha作付けし、合計30haで弾丸暗渠を施工。 ↓ この場合、令和6年度の排水対策技術導入の対象となるのは、新規作付けした大豆10ha分のみ。 - 輪作（ブロックローテーション）を行っており、前年に対象作物以外の作物を作付している場合は、当該ほ場における直近の対象作物の作付け時と比較することになります。

7-11	各技術を「新規導入」する面積と、その実績は、どのように確認するのか。	- 事業実施計画書の提出時、添付資料として、事業対象とする水田・畑地をすべて網羅したほ場マップと、ほ場の番地・面積ごとに導入する技術をまとめた「技術導入面積一覧表（様式自由）」を作成してもらいます。 - 実績報告時には、上記のマップ・一覧表の確定版と、併せて、ほ場で対象技術を導入して作業している様子が分かる写真（代表地点における写真のみでよい）と、作業日誌の写しを提出願います。また、外部団体へ作業を委託した場合は、作業委託にかかった費用が記載された伝票等の写しも提出願います。
7-12	事業実施要領別表5の「取組内容」に例示されていない技術は、本事業の対象にはならないのか。	- 表の中に明記されている技術以外でも、「10 収量・品質向上につながる新規技術の導入」として、別途協議の上認められた技術は補助対象とすることができますが、「県・国の研究機関の研究成果等で効果・有用性が実証されている」又は「県の普及指導機関の調査研究等により、福島県で普及すべき技術に位置付けられる」と認められたものに限ります。 - なお、中耕培土は、基本的な技術であることから、本事業の対象とはなりません。
7-13	事業実施要領別表5の「選択技術」の「排水対策技術の導入」は「暗渠施工」「心土破碎」「深耕」に分かれています。一つの事業実施主体がすべてに取り組むことは可能か。	同一のほ場で新規導入としてカウントできるのは、「暗渠施工」「心土破碎」「深耕」のうち二つまでとなります。 （例） 農業法人 A が、B 地区の水田 20ha、C 地区の水田 10ha で大豆を作付。 B 地区の 20ha では、必須技術に加えて「①排水対策技術（暗渠施工）」「②排水対策技術（心土破碎）」を新規導入。 C 地区の 10ha では、必須技術に加えて「①排水対策技術（暗渠施工）」と「③排水対策技術（深耕）」を新規導入。
7-14	「選択技術」の「排水対策の技術導入」で、ほ場周辺の溝切りや明渠施工は補助対象になるのか。	ほ場周囲の溝切り、明渠施工については、基本的な技術であることから、補助対象としていません。暗渠、心土破碎、深耕の対策のみが対象となります。

7-15	「1 排水対策技術の導入（暗渠施工）」について、取組内容の欄に記載されている以外の方法で補助暗渠を施工した場合も、補助対象になるのか。	例として、農林水産省のホームページで公表されている「土地改良事業計画設計基準計画「暗渠排水」（平成29年5月制定）」に記載されている補助暗渠の施工法であれば、対象とできる技術もあります。 事業実施計画書の提出前に協議し、認められた技術であれば補助対象とすることができます。
7-16	「2 排水対策技術の導入（心土破碎）」と「3 排水対策技術の導入（深耕）」の違いは何か。	- 事業実施要領別表5の取組内容に記載しているとおり、「心土破碎」はサブソイラ、ハーフソイラ等の、地中にナイフ・爪を入れ、地中40～60cm付近に切れ込みを入れていく施工方法を指します。 「深耕」は、ボトムプラウ、深耕プラウ、深耕ロータリー等を用いて、深さ30cmを目安に土壌の反転・天地返しを行う施工方法を指します。
7-17	「2 排水対策技術の導入（心土破碎）」と「3 排水対策技術の導入（深耕）」について、例えば深さ40cmで心土破碎を行えば、同時に深耕（深さ30cm目安）も実施した、ということになるのか。	心土破碎と深耕は、基本的に作業深度が近い場合でも別技術とみなします。 ただし、機械の種類によっては心土破碎と深耕の効果を同時に発揮するもの（ソイルリフター等）もあるため、そういった機械で作業を行う場合は、ご相談ください。
7-18	サブソイラに弾丸ユニットを付けて作業した場合は、「1 排水対策技術の導入（暗渠施工）」と「2 排水対策技術の導入（心土破碎）」を同時に実施した、ということになるのか。	サブソイラに弾丸ユニットを付けて作業した場合は、心土破碎と補助暗渠施工を両方行ったとして、一工程で「1 排水対策技術の導入（暗渠施工）」と「2 排水対策技術の導入（心土破碎）」を両方実施したとみなします。
7-19	「4 効率的播種技術の導入」で、小畦立て播種技術や、真空播種機を使用した播種などは対象となるのか。	いずれも補助対象とします。
7-20	「5 適正な土づくりに向けた土壌診断の実施」について、必須となる調査・分析の項目はあるのか。	pH、EC（NO₃-N）、可給態リン酸、交換性カリに関する分析を必須とします。基本的には、JA・全農等を通して、分析機関に委託して診断を行ってください。

7-21	「5 適正な土づくりに向けた土壌診断の実施」について、土壌分析の結果、土の状態が良く、有機質資材・酸度矯正資材等を入れる必要が全く無い、となった場合、特に資材を施用する必要は無いのか。	土壌の診断結果に全く問題が無ければ資材を施用する必要はありませんが、資材を投入する必要が無かったことが証明できるよう、事業の実績報告時に、土壌分析結果の写しを添付資料として提出するようにしてください。
7-22	「5 適正な土づくりに向けた土壌診断の実施」について、土壌診断の結果に基づいて施用する「有機質資材」や「酸度矯正資材」には、どのようなものが該当するのか。	「有機質資材」には、堆肥や発酵鶏糞、緑肥、モミガラ等が該当します。その他、農研機構の HP で公開している「有機質資材の施用効果データベース」（URL：https://www.naro.affrc.go.jp/org/narc/crop_diagnosis/org_db/index.html）等も参考にしてください。 「酸度矯正資材」は、pH を調製する成分が含まれる石灰資材等を想定しています。
7-23	「6 麦の単収・品質安定化に向けた施肥の実施（麦類のみ）」について、ただ単純に慣行の栽培から肥料の施肥量を変えれば、メニューの補助対象とできるのか。	- 単純に基肥量を減らしたり、追肥の量を増やしたりするだけでは補助対象となりません。県・国の研究機関等で、麦の収量・品質向上に効果が高いことが論文や研究成果として公表されている施肥体系を対象としています。 - 本メニューについては、事業の実績報告時に、施肥体系の参考とした根拠資料を、事業実績報告書の添付資料として併せて提出するようにしてください。
7-24	「8 複数年契約の導入」については、事業実施計画書の提出前に、実需者との契約を締結していなければ補助対象にはならないのか。	- 事業実施計画書の提出時（事業の交付申請前）にあっては、必ず契約締結まで終えている必要はなく、「〇〇（実需者名）と令和7年度中に複数年の販売契約を締結する予定である」旨を、事業実施計画書（様式第2-1号、3の（2）の備考欄）もしくは任意様式を作成し、添付資料として提出すれば補助対象とします。 - ただし、事業実績報告の時点で複数年契約が締結されていない場合は、補助金交付の対象とならないため、事業実施年度内、実績報告前までに契約が締結できるよう、留意願います。

7-25	「10 収量・品質向上につながる新規技術の導入」について、収量や品質の向上、作業時間の削減に繋がる技術であれば、どんな技術でも対象になるのか。	・ 事業実施要領別表5の※5にも記載されているとおり、『『県・国の研究機関の研究成果等で効果・有用性が実証されている』又は『県の普及指導機関の調査研究等により、県で普及すべき技術に位置づけられる』として、農林水産部長に認められた技術に限る』としているため、農家個人の達観による栽培手法や施肥体系などは対象となりません。 ・ 事業実施計画書の提出前に、技術導入の可否について協議の上、計画書の提出時には、導入する技術の根拠となる論文・研究成果等の資料を併せて提出してください。 ・ なお、中耕培土については、基本的な技術であることから、対象とはなりません。
7-26	（成果目標） 事業実施計画の成果項目の現状と目標における現状値について、災害等により直近年の記載が適当でない場合には、直近7中5 平均値を用いることは可能ですか。	・ Q&A4-1に同じ
7-27	（成果目標） 成果目標の「団地化率の向上」における団地化の定義を教えてください。	・ Q&A4-2に同じ
7-28	（成果目標） 成果目標の「単収の増加」のポイント算出方法を教えてください。	・ Q&A4-3に同じ
7-29	（成果目標） 成果目標の「団地化率の向上」のポイント算出方法を教えてください。	・ Q&A4-4に同じ
（8 作付転換拡大支援事業（県事業））		

8-1	令和5年度は水田営農計画書は提出していたが、当該年度の経営所得安定対策等交付金に加入していなかった農業者が、令和6年度に新規で経営所得安定対策等交付金交付申請を行う場合、左記の拡大要件の取扱方法を教えてください。	営農計画書で確認をお願いします。
8-2	事務局の窓口業務や電話対応、システム入力、未提出書類の催促業務等の負担を考慮すれば、農業者における事務手続については、経営所得安定対策等交付金申請書等の提出時期や交付金の交付時期と同時とし、この実情に沿ったスケジュールが望ましいと考えますが、どのように計画されているのか教えてください。	今年度の事業要望調査時（5月頃）にスケジュールを示す予定ですが、令和5年度と同様に考えてください。
8-3	年度途中で、農業者の名義変更が必要となった場合の手続きについて、教えてください。	地域農業再生協議会と県の間の手続きは不要と考えます。地域農業再生協議会において変更内容が分かるよう整理をお願いします。
8-4	対象作物の拡大面積の算出について、ほ場の面積は実面積でよいのか。（a単位か）	ほ場ごとの面積は、実面積（a単位で小数点第3位以下切り捨て）で算出ください。
8-5	対象作物の面積算出方法については、全てa単位（端数切捨て）と解釈してよいのか。	a未満の切り捨てを行うのは（当該年産の対象面積－前年産の対象面積）を算出した後となります。 （例） 令和6年産の対象面積 150.40a 令和5年産の対象面積 30.50a 拡大面積（R6－R5） 119.90a 交付対象面積 119a （拡大面積のa未満切り捨て）

8-6	令和5年度は父親のAが作付したものの、令和6年度から息子のBへ承継した。この場合、息子Bが本事業を申請した場合、令和5年度の作付面積は 0a と整理するのか、父親の作付した面積を計上するのか。	承継により令和5年度において父親Aが作付した面積は息子Bの作付面積となることから、令和5年の作付面積は父親の作付した面積としてください。この場合、息子Bは令和6年度において、令和5年の作付面積から拡大していなければ本事業の対象となりません。
8-7	○[A氏]は令和5年度及び令和6年度に経営所得安定対策に申請。 ○A氏が代表を務める[農事組合法人]が令和6年度に初めて経営所得安定対策を申請。 ○大豆の作付面積は - 令和5年度[A氏] 約 300a - 令和6年度[A氏] 約 350a - 令和5年度[農事組合法人] 0a - 令和6年度[農事組合法人] 約 230a ※令和5年度の[A氏]と令和6年度の[農事組合法人]の作付ほ場に重複はなし ○本事業を申請しているのは[農事組合法人]のみ 上記の条件においては[農事組合法人]の大豆の作付面積は全て対象を考えてよいか。	今回の例でいうと農事組合法人として R5年度の対象面積 0a R6年度の対象面積 230a 拡大面積 230 a と整理でき、ご指摘のとおり大豆の作付面積は全て対象と考えられ、230a 分が対象となります。

8-8	事業の内容「2 事業実施に必要な事務経費」の補助率「別表6の1 交付対象1 農業者につき 1,500 円以内」について、交付対象者数（実績）の事業実施に必要な事務費（実績）に加え、交付対象者とならなかった者に要した事務費（実績）も補助対象としてもらいたい。	要領にあるとおり「交付対象1 農業者につき 1,500 円以内」の事務費のみを対象にしております。交付対象外の農業者に要した事務費は補助対象外となります。
8-9	都道府県連携型助成を受ける手順について教えてほしい。	- 都道府県連携型助成を受けるには、本事業の補助対象でかつ令和6年産の主食用米以外の転換作物合計面積（加工用米、新規需要米、地力増進作物、麦、大豆、飼料作物、そば、なたね）が令和5年産の転換作物合計面積より拡大している場合となります。 （例1） 令和5年産 主食用米面積 2ha（主食用米面積以外の転換作物面積0ha） 令和6年産 主食用米面積 1ha 大豆1ha（転換作物面積1ha） この場合、本事業の助成対象面積は1ha かつ都道府県連携型助成対象面積も1ha （例2） 令和5年産 主食用米面積 0ha、飼料用米1ha（転換作物面積1ha） 令和6年産 主食用米面積 0ha、大豆1ha（転換作物面積1ha） この場合、本事業の助成対象面積は1ha、都道府県連携型助成対象0ha のため都道府県連携型助成対象の対象とはなりません。 - 本事業の参考様式1 及び国制定様式1 1-1 2（都道府県連携型助成に係る支援実績）を地域農業再生協議会から県へ提出頂き、その実績を県から国へ提出します。その実績をもって、水田活用の直接支払交付金の手順にのっとり、国から農業者へ直接交付されます。 このため、県と国とで同時期・同額の交付とはならない場合があることにご注意ください。
8-10	交付決定前着手はできるのか。	事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事業があり、その理由を交付決定前着手届（様式第3-3号）に明記し、農林事務所に提出することで、交付決定前着手を可能としました。